

# 令和3年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和3年10月25日（月）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について               |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。新型コロナウイルス感染症に伴いまして、4月から人数を制限して開催させていただいておりましたが、7ヶ月ぶりようやく全員出席できるようになりました。しかしながら宣言はまだ解除されたばかりでして、再び感染症拡大も考えられますので、当委員会といたしましても、引き続き感染対策を取りながら活動を行っていきたいと思っております。それでは、ただ今から、令和3年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、今月は相続税納税猶予地の調査ということで、皆さまそれぞれ手分けして調査していただきまして、誠にありがとうございました。まだ何件か残っているようですが、今のところそんなに問題はないということで、このまま納税猶予地が問題なく済めばいいなと思っております。また、先ほど課長からもお話がありましたが、久しぶりに皆さまと全員出席の総会ができて、今まで半数でしたので、こんなに大勢だったのかとちょっと圧倒されていますが、本当に皆さま出席していただきましてありがとうございます。ここで陽気も、ここ何年かずっと11月初旬頃までは暖かい陽気だったのですが、今年は雨が降ったり気温も今月半ば頃から急激に降下いたしまして、例年、うちもそうなのですが、寒さに弱い物はなるべく取り入れるということで、11月初旬頃までには終わらせていたのですが、ちょっと予定を早めてイモなんかはもう掘らなきゃいけないなと思っているところです。皆さまもお忙しいと思いますから、今日も皆さまのご協力をいただきまして、速やかに議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、10月5日、火曜日に開催された農業委員会会長職務代理・部会長研究集會に堀江職職務代理、小川委員、栗原委員の3名と、事務局1名で参加しました。諸報告は以上です。また、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言の解除を受け、今回の総会から通常通り、農業委員、推進委員、全員出席で開催することとしております。本日の署名委員は長濱委員と笹本委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、経由4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和3年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由4 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、経由4について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。現地の地図につきましては、4ページをご覧ください。10月20日に事務局1名と田中克博委員と3名で現地を調査してまいりました。

**(現地案内図 説明)**

場所は傾斜地になっていて畑も点在している地域でもあるのですが、積極的に耕作されている地域ではありませんでした。現地に関しては現在作付けはされていないのですが、草等なくきれいに使用されていて、一帯が貸渡人の所有地であるということなので、建物が建って日陰のトラブル等もおそらくないと思われまます。以上、報告となります。

(議長) では次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

**(転用理由書 朗読)**

このような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、〇〇〇-〇の南側は何か利用するようなことはありますか？

(事務局) こちらの南側も〇〇さんの所有で、このまま畑として使っていくと聞いております。

(小川委員) これだけで足りるということでいいんですよね？面積的に。

(事務局次長) 建物の面積、敷地等はこれで十分確保できているという形です。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由4の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第2号議案、番号1、番号2については関連案件となりますので、一括して審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは、番号1および番号2の現地調査について報告いたします。地図は5ページをご覧ください。10月20日に堀江職務代理、事務局2名、私と4名で現地調査を行ないました。

**(現地案内図 説明)**

こちらは3筆が一体的に農地として耕作されている所です。生産緑地の指定も受けています。現在土地の半分ぐらいはダイコン、およびネギが作付けされており、あと夏野菜のナス、オクラも若干残っていました。また、作付けされていない半分ぐらいの部分については、トラクターできれいに耕耘されており、いつでも作付けできるような状態に管理されてました。私からの報告は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さん、〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。番号3の報告をさせていただきます。現地調査には19日、事務局と松村委員と3人で行ってまいりました。案内図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地はサトイモ、ダイコン、キャベツ等がきれいに耕作されておりました。特に問題はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。

令和3年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上です。

(議長) はい。続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る10月19日、唐澤委員と事務局と3名で現地を見てまいりました。地図は7ページをご覧ください。



栽培作物についてはイチゴの栽培を主に、観光農園の経営を行なっていく予定となっています。〇〇〇〇さんについてですが、平成14年から2期農業委員を務めた□□□□さんが義理のお父さんでございまして、前職で営業の会社に勤めていたのですが、日頃から義理のお父さんの畑の手伝いを行ってきたそうです。義理のお父さんの□□□□さんが亡くなられたことをきっかけに、農業を引き継いでいきたいと考えて就農に至った次第であります。研修についてですが、退職後、平成31年2月から多摩市、埼玉県の春日部、千葉県の君津等のイチゴの観光農園等で栽培技術の習得を行なって来ました。栽培技術、経営計画など担い手支援協議会を経て認められた方になりますので、問題はないかと思います。また今回、畑を貸す側の□□△△△さんは、□□□□さんの長女になりまして、□□△△△さんの妹さんが〇〇〇〇さんの奥様ということになります。世帯内の貸し借りになるのですが、今後農業経営をしっかりと行なっていきたいということで上がってきた案件になります。説明は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(坂本委員) あの、20年ということで今回かなり長いのですが、この基盤強化促進法は上限はあるのですか？

(事務局) 上限については特段法律では決められていません。ただ、基盤強化促進法の中では所有者が分からない土地については20年を限度にしているのですが、特段制限はありません。

(事務局次長) 一応、今回につきましてはイチゴの観光農園ということで、ハウスを建設する予定もございまして、今後受けるであろう補助金等も対象として施設の減価償却以上の契約期間が必要というところもございまして、長めの20年という設定になっております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、ご本人に入ってください。

(事務局次長) 今日はちょっと新規就農ということで、皆さんにご紹介も含めてご足労いただいておりますので、よろしくお願いします。

(〇〇氏入室)

(議長) どうも本日はお忙しい中ありがとうございます。

(〇〇氏) こちらこそ、よろしくお願いいたします。

(議長) それでは早速ですが、自己紹介をしていただきたいと思っております。

(事務局次長) 今、資料をお配りいたします。

(〇〇氏) はい。お配りしている間に自己紹介をいたします。〇〇〇〇と申します。まずは最初はこの度は私の新規就農の申請計画に際して皆さまのお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。私の生まれは長野県の●●町という所で、大学進学と共に東京に上京しまして、ご縁がありまして、あきる野市の農家さんの娘さんと結婚しまして、10年ぐらい前から義理の父の畑を手伝いながらいましたところ、残念ながら一昨年暮れに義理の父が亡くなりまして、農地を有効的に活用するにはどうしようかと家族とも考えまして、イチゴ農園を準備するという事を考えております。来年の9月ぐらいに定植して、再来年の冬から販売、観光を考えております。簡単ですが以上でございます。今、お手元にお配りしたのは、お話すよりも見ていただいた方が早いかなと思ひまして、チラシ

形式にして、どのような農園を目指すかを簡単に書いてあります。直売とイチゴ狩りに来ていただくということで、名前は『●●●●●●●●●●●●●●』、この名前を考えています。簡単に説明しますと、今、都心から高速で60分でこのあきる野市にも来られますので、そこで完熟したおいしいイチゴを食べていただければ、というようなコンセプトです。それで先ほどご説明しました2023年冬オープンを予定しております。1月中旬から5月中旬まで直売所と店頭で販売し、イチゴ狩りに関しては、まず最初に直売、あるいは店頭で販売しながら様子を見させていただいて、3月下旬からイチゴ狩り、料金もまだ仮なのですが、このような金額で考えております。場所は●●●さんのすぐ左隣に農地がございまして、そちらを考えております。簡単ですが以上でございます。どうぞ新人なものですから、皆さまのお力添えもいただいて進めていければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長) はい。ありがとうございます。それでは皆さん、何かご質問ございますでしょうか？

(橋本委員) 今日のご苦勞様です。ちょっとお伺いしたいのですが、こちらは先ほどの説明にもあったように●●●の隣ということで、摘み取り園ということでいらっしゃる方、アクセスとしてインターから車で来られる方の駐車スペースというのは？

(〇〇氏) はい。現在は農園の前に10台ぐらいのスペースを確保しようと思っております。完全予約制にいたしますので、その人数によってお車で来られる方も制限できればなと思っております。万が一駐車場が足りないという事態を想定しまして、例えば近くの有料駐車場をこちらで2時間負担をしまして、ちょっと歩いて5分ぐらい距離はあるのですが、そういうことも、今、検討はしています。それとあと、●●アールないぐらいの施設なので、摘み取りに関しては土日のみを考えております。

(橋本委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) 瀬戸岡の田中です。よろしく申し上げます。イチゴを多摩市ですとか春日部、君津で研修されてきているということなのですが、イチゴをやり出すきっかけみたいなのは何だったのでしょか？何かあったのでしょか？

(〇〇氏) やはり、義理の父の後を継いで、農地を残していくために何が一番いいかと考えた時に、僕が一番好きだったのがイチゴなんですね。それでできないかと3年前に父とも話をして、父は反対も賛成もしませんでしたけど、具体的に話はできなかったのですが、その意志を実現できればなと思って、イチゴを選択しております。今、研修は多摩市の●●農園さんと、あと平塚市の■■農園さんで研修をさせていただいております。■■農園さんは、今、栽培を予定しているシステムが同じシステムですので、そのシステムを使っている農園さんに、今、研修させていただいております。

(田中克博委員) ありがとうございます。あともう1つ、畑の方なんですけど、駐車場があって、施設が先ほど●●アールないぐらいとおっしゃっていましたが、そこに大体何棟ぐらい建つイメージなのですか？

(〇〇氏) パイプハウスで2連棟、建てる予定です。それで隣に●●坪ぐらいの育苗ハウスを建てて、初年度はちょっとそこでは作れないのですが、別の場所でなんとか5,000株ぐらいを来年育苗して、それで自分の苗で開園を迎えたいなという予定ではあります。

(田中克博委員) この事業がうまくいったら、また増やしていく予定とかはあるのですか？

(〇〇氏) できましたら、増やせればなど考えています。

(田中克博委員) 隣に●●●さんがあって、ちょっと間がありましたけど、イチゴってどうしても冬中心に作ると思うので、日照とかあんまり、そんなに関係ないのですか？

(〇〇氏) いや、関係あります、はい。ですので、今、農地の一番西側の方に栽培棟を作って、●●●さん寄りには育苗ハウスを作るというふうに、なるべく朝の光が大事なので、西側の方で日が当たるような配置図を考えています。

(田中克博委員) 分かりました。ありがとうございました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。あの、差し支えない程度で教えていただきたいのですが、今、ここには直売と摘み取りということを書いてありますが、他の所へ出荷して販売するようなことは特に考えていないのですか？

(〇〇氏) 基本は考えておりません。宅配に関しては今後考えていこうかなと思っています。

(嶋崎委員) はい、分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 笹本と申します。よろしく申し上げます。摘み取り園というのがメインになるんですよね？

(〇〇氏) そうですね。今、どれぐらいの割合にするかというのは今後検討なのですが、半々ぐらいというふうに考えています。

(笹本委員) 観光農園を目指した理由はあるのですか？収益性なのか、それとも自分のやりたいコンセプトに合うということなのか。

(〇〇氏) 一番はやっぱり、じかにお客様と触れ合うことができるというか、実際に成っているイチゴを見ていただくというところがやっぱり摘み取りが一番だと思うので、それをどうしてもやりたいのですが、いろいろな所に出して広めていくというか、食べていただきたいというのもあるので、直売、店頭も含めて考えています。またコロナの影響もあるので、これが今度どう変わるか分からないのですが、なるべくイチゴ狩りだけに頼らずにできるような経営形態にしていきたいなと考えています。

(笹本委員) あの、直売というのは、それはハウスの前で売るという形ですか？

(〇〇氏) ファーマーズセンターさんと店頭というふうに、今のところは考えております。

(笹本委員) 直売所には加入していただいて、そこも使っていただけると。

(〇〇氏) そうですね。金子さんに是非と言われているので。

(笹本委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、本日はありがとうございました。退室いただいて結構です。

(〇〇氏) ありがとうございました。よろしくお願いたします。失礼いたします。

(〇〇氏退室)

(議長) それでは、他に何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による



農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、11月29日、月曜日、午前10時30分から、JAあきがわ本店、3階、第2研修室で行う予定です。この同日の午後に農業委員会活動推進フォーラムという東京都農業会議主催のフォーラムがございまして、各農業委員会から出席することになっていますので、総会を午前中に行なって、午後にフォーラムに行くという日程を組んでありますので、皆さまどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時22分